

## 道路管理課

## 長野県佐久建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成25年3月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年2月28日

長野県佐久建設事務所長 中山 茂

- 1 路線名 諏訪白樺湖小諸線
- 2 供用を開始する区間  
北佐久郡立科町大字芦田八ヶ野字横堰20番の3地先から  
北佐久郡立科町大字芦田八ヶ野字雨境上4番の6地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成25年2月28日

## 道路管理課

## 長野県安曇野建設事務所告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成25年3月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年2月28日

長野県安曇野建設事務所長 油井 均

- 1 路線名 有明大町線
- 2 供用を開始する区間  
安曇野市穂高有明8952番の9地先から  
安曇野市穂高有明8957番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成25年2月28日

## 道路管理課

## 長野県須坂建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成25年3月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年2月28日

長野県須坂建設事務所長 塩入 信一

- 1 路線名 403号
- 2 供用を開始する区間  
須坂市大字米持字大道上北ノ割286番の1地先から  
須坂市大字米持字大道上北ノ割279番の2地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成25年2月28日

## 道路管理課



## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年2月28日

長野県知事 阿部 守一

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達をする役務  
長野県行政情報ネットワーク運用管理等業務
  - (2) 役務の特質  
入札説明書及び仕様書によります。
  - (3) 履行期間  
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
  - (4) 入札方法  
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当する者であることとします。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
  - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
  - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
  - (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
  - (5) 長野県内に本店又は営業所を有する者であること。
  - (6) 全県機関規模（数千人規模）のネットワーク運用管理業務経験を2年以上有し、かつ、ハード及びソフトの保守経験を有する者を1名以上配置することができる者であること。
  - (7) システムエンジニアとしての業務経験を5年以上有する者を1名以上配置することができる者であること。
  - (8) リナックス技術者認定試験（LPIC）レベル2の資格相当以上の技術を有する者を1名以上配置することができる者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先  
長野市大字南長野字幅下692-2  
（県庁専用郵便番号 380-8570）

長野県企画部情報統計課情報システム推進室

電話 026 (235) 7071

#### 4 入札手続等

##### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

##### (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年3月11日(月) 午前10時

イ 場所 長野県庁 議会棟4階401号会議室

##### (3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

##### (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

##### (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

##### (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

##### (7) 契約書作成の要否

必要とします。

##### (8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

#### 5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

情報統計課情報システム推進室

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年2月28日

長野県知事 阿 部 守 一

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 調達をする役務

長野県電子計算機のデータ入力業務 一式

##### (2) 役務の特質

電子計算機の処理に係るデータ入力業務

##### (3) 履行期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

##### (4) 入札方法

数字、英字、カナ文字及び漢字の入力文字種別ごとの1文字当たりの単価(小数点以下第2位まで)について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された数字、英

字、カナ文字及び漢字の入力文字種別ごとの1文字当たりの単価に、それぞれ当該単価の100分の5に相当する額を加算した単価をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った単価の105分の100に相当する単価を入札書に記載してください。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 県内に本店又は支店を有する者であること。
- (6) 本県使用大型汎用機(OS:OSIV/XSP)で処理可能な電子計算機データを提供できる者であること。

#### 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

(県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県企画部情報統計課情報システム推進室

電話 026 (235) 7071

#### 4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 郵送(書留郵便に限る。)による場合の入札書の受領期限及び提出場所  
ア 受領期限 平成25年3月13日(水) 午後5時  
イ 提出場所 長野市大字南長野字幅下692-2  
(県庁専用郵便番号 380-8570)  
長野県企画部情報統計課情報システム推進室
- (3) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成25年3月14日(木) 午前9時30分  
イ 場所 長野県庁 西庁舎パソコン実習室
- (4) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (5) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

- (7) 契約書作成の要否  
必要とします。
- (8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、1文字平均単価（1文字平均単価の算出は、入札説明書によります。）の最低の価格をもって申込みした者を落札者として決定します。

#### 5 入札に当たっての留意事項

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。

情報統計課情報システム推進

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年2月28日

長野県知事 阿部守一

#### 1 申請のあった年月日

平成25年2月21日

#### 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人CLIP in すわ

#### 3 代表者の氏名

本間佐男

#### 4 主たる事務所の所在地

茅野市中大塩22番地35

#### 5 定款に記載された目的

この法人は、家族機能の変化により、子育てに困難を感じている、親や家族に対して、ペアレントプログラムの実施や育自事業、相談事業を行い、親を支え、励まし育てることにより、親の背中を見せながら自信をもった子育てができる、「親育ち」に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年2月28日

長野県知事 阿部守一

#### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務

長野県広報誌配布業務

- (2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

- (3) 履行期間

契約締結の日から平成26年3月31日まで

#### (4) 入札方法

広報誌1部当たりの配布金額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 過去に同種類、同規模の事業を誠実に履行した実績を有する者であること。
- (6) 別に定める配布計画書作成要領に基づいて作成された配布計画書を提出し、その内容が仕様書に定める条件を満たすものと認められた者であること。
- (7) 災害緊急時にも広報誌の配布を優先した体制を確保することができる者であること。

#### 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部広報県民課

電話 026 (235) 7054

#### 4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成25年4月9日(火) 午前10時  
イ 場所 長野県庁 西庁舎109号会議室
- (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所  
ア 受領期限 平成25年4月8日(月) 午後5時  
イ 提出場所 県庁専用番号 380-8570  
長野県総務部広報県民課
- (4) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年3月21日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を別に定める

期限までに納付してください。ただし、規則126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the services required :

Distribution of the Nagano Prefectural PR Brochure

(2) Time-limit for tender : 10:00 a.m., on April 9, 2013

(By mail, tenders must be submitted by 17:00 p.m., on April 8, 2013)

(3) Contact point for the notice : Inquiries and Public Information Division, Nagano Prefectural Government,

692-2, aza habasita, oaza Minaminagano, Nagano-shi, Nagano-ken, Japan 380-8570 TEL026-235-7054

(4) We use the Japanese language and the Japanese yen in the procedures of the contract

広報県民課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成25年2月28日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

長野都市計画下水道 長野市公共下水道

2 都市計画の図書の縦覧場所

長野県環境部生活排水課、長野市上下水道局下水道建設課、長野市建設部河川課

生活排水課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年2月28日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ飯田店

飯田市北方824-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

オリックス株式会社

東京都港区浜松町2-4-1

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

株式会社ギガス

愛知県名古屋市長東区高社2-130

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成25年10月16日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,950平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数 169台
- (2) 駐輪場の収容台数 30台
- (3) 荷さばき施設の面積 71平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 35立方メートル

(注) 各施設の位置は、届出書に添付された図面のとおりに

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

	開店時刻	閉店時刻
株式会社ギガス	午前10時 (ただし年間5日、午前9時、 年間1日、午前5時)	午後9時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

時間帯
午前9時30分から午後9時30分まで (ただし年間5日、午前8時30分から午後9時30分まで、 年間1日、午前4時から午後9時30分まで)

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

6か所

(注) 位置は届出書に添付された図面のとおりに

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

時間帯
午前8時から午後9時まで

8 届出年月日

平成25年2月15日

9 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県下伊那地方事務所商工

観光課

## 10 縦覧の期間

平成25年2月28日から平成25年6月28日まで

## 11 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

## 12 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県下伊那地方事務所商工観光課

経営支援課

## 公告

平成25年2月21日、駒ヶ根市大田切土地改良区の定款変更を認可しました。

平成25年2月28日

長野県知事 阿部 守一

農地整備課

## 公告

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定による処分を次のとおり行いました。

平成25年2月28日

長野県知事 阿部 守一

## 1 処分をした年月日

平成25年2月28日

## 2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び建設業許可番号

ファインテック株式会社

長野市大字富竹字大道添956番地1

伊藤 豊

長野県知事(般-20)第23495号

## 3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令

## (1) 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業の全部

## (2) 期間

平成25年3月18日から平成25年3月20日までの3日間

## 4 処分の原因となった事実

ファインテック株式会社は、平成24年10月に長野簡易裁判所から罰金の略式命令を受け、同月に刑が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

建設政策課

## 公告

道路法(昭和27年法律第180号)第17条第2項の規定により、次のとおり県道の管理を塩尻市が行います。

平成25年2月28日

長野県知事 阿部 守一

## 1 路線名 一般県道木曾平沢停車場線

## 2 区間 塩尻市大字木曾平沢1841番の1地先から

塩尻市大字木曾平沢2208番の10地先まで

## 3 管理する期間 平成25年3月1日から

道路管理課

## 公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により、佐久都市計画道路に関する都市計画の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成25年2月28日

長野県知事 阿部 守一

## 1 開催日時及び場所

(1) 日時 平成25年3月24日(日)午後1時30分から

(2) 場所 長野県佐久合同庁舎5階講堂(佐久市跡部65-1)

## 2 都市計画の変更案の概要

(1) 都市計画道路の変更案(別紙素案のとおり)

1・4・1号八千穂佐久線

平成14年長野県告示第548号で決定された計画の一部について、社会経済情勢を踏まえ、合理的で地域活性化に資する利便性の高い道路として、一部区域等を変更します。

(2) 変更案の閲覧

平成25年2月28日(木)から平成25年3月22日(金)まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

## 3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書(以下「公述申出書」という。)を提出してください。

(1) 公述申出のできる者

都市計画の変更に係る区域内の住民その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間

平成25年2月28日(木)から平成25年3月15日(金)まで(郵送の場合は、同日までに到着したものに限り。)

(3) 公述申出書の提出先

長野県建設部都市計画課、長野県佐久建設事務所整備課又は佐久市建設部都市計画課

(4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選定して公述人に通知します。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

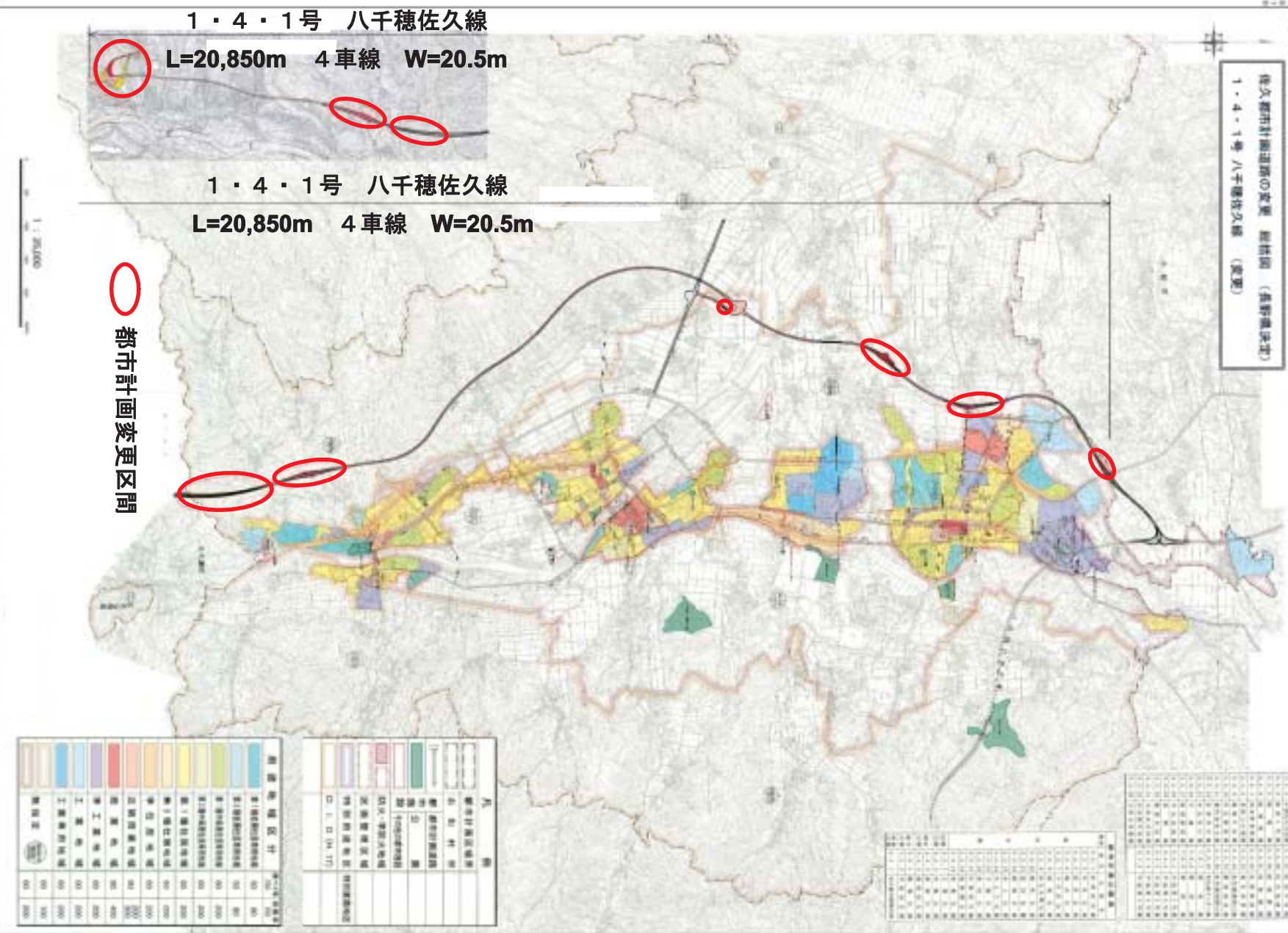
公聴会当日は、「小諸都市計画道路の変更」に係る公聴会も同時に開催します。なお、長野県都市計画公聴会規則第2条の規定により、都市計画区域ごとに公聴会を開催することになっているため、公述については「佐久都市計画道路」次に「小諸都市計画道路」の順で行うこととします。

(別紙素案)

# 佐久都市計画図

佐久都市計画道路の改良 緑地回 (長野県決定)

1・4・1号 八千穂佐久線 (変更)



1・4・1号 八千穂佐久線

L=20,850m 4車線 W=20.5m

1・4・1号 八千穂佐久線

L=20,850m 4車線 W=20.5m

都市計画変更区間

用途地域区分		色
第一種住居地域	001	青
第二種住居地域	002	黄緑
第三種住居地域	003	黄
第一種工業地域	004	赤
第二種工業地域	005	紫
第三種工業地域	006	緑
第一種商業地域	007	赤
第二種商業地域	008	紫
第三種商業地域	009	緑
第一種遊園地域	010	黄
第二種遊園地域	011	赤
第三種遊園地域	012	紫
第一種緑地	013	緑
第二種緑地	014	黄
第三種緑地	015	赤
第一種公園	016	赤
第二種公園	017	紫
第三種公園	018	緑
第一種河川	019	青
第二種河川	020	黄
第三種河川	021	赤
第一種埋立	022	赤
第二種埋立	023	紫
第三種埋立	024	緑
第一種農地	025	黄
第二種農地	026	赤
第三種農地	027	紫
第一種森林	028	緑
第二種森林	029	黄
第三種森林	030	赤
第一種雑種	031	赤
第二種雑種	032	紫
第三種雑種	033	緑
第一種空地	034	赤
第二種空地	035	紫
第三種空地	036	緑
第一種未利用地	037	赤
第二種未利用地	038	紫
第三種未利用地	039	緑
第一種河川敷	040	青
第二種河川敷	041	黄
第三種河川敷	042	赤
第一種埋立	043	赤
第二種埋立	044	紫
第三種埋立	045	緑
第一種農地	046	黄
第二種農地	047	赤
第三種農地	048	紫
第一種森林	049	緑
第二種森林	050	黄
第三種森林	051	赤
第一種雑種	052	赤
第二種雑種	053	紫
第三種雑種	054	緑
第一種空地	055	赤
第二種空地	056	紫
第三種空地	057	緑
第一種未利用地	058	赤
第二種未利用地	059	紫
第三種未利用地	060	緑
第一種河川敷	061	青
第二種河川敷	062	黄
第三種河川敷	063	赤
第一種埋立	064	赤
第二種埋立	065	紫
第三種埋立	066	緑
第一種農地	067	黄
第二種農地	068	赤
第三種農地	069	紫
第一種森林	070	緑
第二種森林	071	黄
第三種森林	072	赤
第一種雑種	073	赤
第二種雑種	074	紫
第三種雑種	075	緑
第一種空地	076	赤
第二種空地	077	紫
第三種空地	078	緑
第一種未利用地	079	赤
第二種未利用地	080	紫
第三種未利用地	081	緑
第一種河川敷	082	青
第二種河川敷	083	黄
第三種河川敷	084	赤
第一種埋立	085	赤
第二種埋立	086	紫
第三種埋立	087	緑
第一種農地	088	黄
第二種農地	089	赤
第三種農地	090	紫
第一種森林	091	緑
第二種森林	092	黄
第三種森林	093	赤
第一種雑種	094	赤
第二種雑種	095	紫
第三種雑種	096	緑
第一種空地	097	赤
第二種空地	098	紫
第三種空地	099	緑
第一種未利用地	100	赤
第二種未利用地	101	紫
第三種未利用地	102	緑
第一種河川敷	103	青
第二種河川敷	104	黄
第三種河川敷	105	赤
第一種埋立	106	赤
第二種埋立	107	紫
第三種埋立	108	緑
第一種農地	109	黄
第二種農地	110	赤
第三種農地	111	紫
第一種森林	112	緑
第二種森林	113	黄
第三種森林	114	赤
第一種雑種	115	赤
第二種雑種	116	紫
第三種雑種	117	緑
第一種空地	118	赤
第二種空地	119	紫
第三種空地	120	緑
第一種未利用地	121	赤
第二種未利用地	122	紫
第三種未利用地	123	緑
第一種河川敷	124	青
第二種河川敷	125	黄
第三種河川敷	126	赤
第一種埋立	127	赤
第二種埋立	128	紫
第三種埋立	129	緑
第一種農地	130	黄
第二種農地	131	赤
第三種農地	132	紫
第一種森林	133	緑
第二種森林	134	黄
第三種森林	135	赤
第一種雑種	136	赤
第二種雑種	137	紫
第三種雑種	138	緑
第一種空地	139	赤
第二種空地	140	紫
第三種空地	141	緑
第一種未利用地	142	赤
第二種未利用地	143	紫
第三種未利用地	144	緑
第一種河川敷	145	青
第二種河川敷	146	黄
第三種河川敷	147	赤
第一種埋立	148	赤
第二種埋立	149	紫
第三種埋立	150	緑
第一種農地	151	黄
第二種農地	152	赤
第三種農地	153	紫
第一種森林	154	緑
第二種森林	155	黄
第三種森林	156	赤
第一種雑種	157	赤
第二種雑種	158	紫
第三種雑種	159	緑
第一種空地	160	赤
第二種空地	161	紫
第三種空地	162	緑
第一種未利用地	163	赤
第二種未利用地	164	紫
第三種未利用地	165	緑
第一種河川敷	166	青
第二種河川敷	167	黄
第三種河川敷	168	赤
第一種埋立	169	赤
第二種埋立	170	紫
第三種埋立	171	緑
第一種農地	172	黄
第二種農地	173	赤
第三種農地	174	紫
第一種森林	175	緑
第二種森林	176	黄
第三種森林	177	赤
第一種雑種	178	赤
第二種雑種	179	紫
第三種雑種	180	緑
第一種空地	181	赤
第二種空地	182	紫
第三種空地	183	緑
第一種未利用地	184	赤
第二種未利用地	185	紫
第三種未利用地	186	緑
第一種河川敷	187	青
第二種河川敷	188	黄
第三種河川敷	189	赤
第一種埋立	190	赤
第二種埋立	191	紫
第三種埋立	192	緑
第一種農地	193	黄
第二種農地	194	赤
第三種農地	195	紫
第一種森林	196	緑
第二種森林	197	黄
第三種森林	198	赤
第一種雑種	199	赤
第二種雑種	200	紫
第三種雑種	201	緑
第一種空地	202	赤
第二種空地	203	紫
第三種空地	204	緑
第一種未利用地	205	赤
第二種未利用地	206	紫
第三種未利用地	207	緑
第一種河川敷	208	青
第二種河川敷	209	黄
第三種河川敷	210	赤
第一種埋立	211	赤
第二種埋立	212	紫
第三種埋立	213	緑
第一種農地	214	黄
第二種農地	215	赤
第三種農地	216	紫
第一種森林	217	緑
第二種森林	218	黄
第三種森林	219	赤
第一種雑種	220	赤
第二種雑種	221	紫
第三種雑種	222	緑
第一種空地	223	赤
第二種空地	224	紫
第三種空地	225	緑
第一種未利用地	226	赤
第二種未利用地	227	紫
第三種未利用地	228	緑
第一種河川敷	229	青
第二種河川敷	230	黄
第三種河川敷	231	赤
第一種埋立	232	赤
第二種埋立	233	紫
第三種埋立	234	緑
第一種農地	235	黄
第二種農地	236	赤
第三種農地	237	紫
第一種森林	238	緑
第二種森林	239	黄
第三種森林	240	赤
第一種雑種	241	赤
第二種雑種	242	紫
第三種雑種	243	緑
第一種空地	244	赤
第二種空地	245	紫
第三種空地	246	緑
第一種未利用地	247	赤
第二種未利用地	248	紫
第三種未利用地	249	緑
第一種河川敷	250	青
第二種河川敷	251	黄
第三種河川敷	252	赤
第一種埋立	253	赤
第二種埋立	254	紫
第三種埋立	255	緑
第一種農地	256	黄
第二種農地	257	赤
第三種農地	258	紫
第一種森林	259	緑
第二種森林	260	黄
第三種森林	261	赤
第一種雑種	262	赤
第二種雑種	263	紫
第三種雑種	264	緑
第一種空地	265	赤
第二種空地	266	紫
第三種空地	267	緑
第一種未利用地	268	赤
第二種未利用地	269	紫
第三種未利用地	270	緑
第一種河川敷	271	青
第二種河川敷	272	黄
第三種河川敷	273	赤
第一種埋立	274	赤
第二種埋立	275	紫
第三種埋立	276	緑
第一種農地	277	黄
第二種農地	278	赤
第三種農地	279	紫
第一種森林	280	緑
第二種森林	281	黄
第三種森林	282	赤
第一種雑種	283	赤
第二種雑種	284	紫
第三種雑種	285	緑
第一種空地	286	赤
第二種空地	287	紫
第三種空地	288	緑
第一種未利用地	289	赤
第二種未利用地	290	紫
第三種未利用地	291	緑
第一種河川敷	292	青
第二種河川敷	293	黄
第三種河川敷	294	赤
第一種埋立	295	赤
第二種埋立	296	紫
第三種埋立	297	緑
第一種農地	298	黄
第二種農地	299	赤
第三種農地	300	紫
第一種森林	301	緑
第二種森林	302	黄
第三種森林	303	赤
第一種雑種	304	赤
第二種雑種	305	紫
第三種雑種	306	緑
第一種空地	307	赤
第二種空地	308	紫
第三種空地	309	緑
第一種未利用地	310	赤
第二種未利用地	311	紫
第三種未利用地	312	緑
第一種河川敷	313	青
第二種河川敷	314	黄
第三種河川敷	315	赤
第一種埋立	316	赤
第二種埋立	317	紫
第三種埋立	318	緑
第一種農地	319	黄
第二種農地	320	赤
第三種農地	321	紫
第一種森林	322	緑
第二種森林	323	黄
第三種森林	324	赤
第一種雑種	325	赤
第二種雑種	326	紫
第三種雑種	327	緑
第一種空地	328	赤
第二種空地	329	紫
第三種空地	330	緑
第一種未利用地	331	赤
第二種未利用地	332	紫
第三種未利用地	333	緑
第一種河川敷	334	青
第二種河川敷	335	黄
第三種河川敷	336	赤
第一種埋立	337	赤
第二種埋立	338	紫
第三種埋立	339	緑
第一種農地	340	黄
第二種農地	341	赤
第三種農地	342	紫
第一種森林	343	緑
第二種森林	344	黄
第三種森林	345	赤
第一種雑種	346	赤
第二種雑種	347	紫
第三種雑種	348	緑
第一種空地	349	赤
第二種空地	350	紫
第三種空地	351	緑
第一種未利用地	352	赤
第二種未利用地	353	紫
第三種未利用地	354	緑
第一種河川敷	355	青
第二種河川敷	356	黄
第三種河川敷	357	赤
第一種埋立	358	赤
第二種埋立	359	紫
第三種埋立	360	緑
第一種農地	361	黄
第二種農地	362	赤
第三種農地	363	紫
第一種森林	364	緑
第二種森林	365	黄
第三種森林	366	赤
第一種雑種	367	赤
第二種雑種	368	紫
第三種雑種	369	緑
第一種空地	370	赤
第二種空地	371	紫
第三種空地	372	緑
第一種未利用地	373	赤
第二種未利用地	374	紫
第三種未利用地	375	緑
第一種河川敷	376	青
第二種河川敷	377	黄
第三種河川敷	378	赤
第一種埋立	379	赤
第二種埋立	380	紫
第三種埋立	381	緑
第一種農地	382	黄
第二種農地	383	赤
第三種農地	384	紫
第一種森林	385	緑
第二種森林	386	黄
第三種森林	387	赤
第一種雑種	388	赤
第二種雑種	389	紫
第三種雑種	390	緑
第一種空地	391	赤
第二種空地	392	紫
第三種空地	393	緑
第一種未利用地	394	赤
第二種未利用地	395	紫
第三種未利用地	396	緑
第一種河川敷	397	青
第二種河川敷	398	黄
第三種河川敷	399	赤
第一種埋立	400	赤
第二種埋立	401	紫
第三種埋立	402	緑
第一種農地	403	黄
第二種農地	404	赤
第三種農地	405	紫
第一種森林	406	緑
第二種森林	407	黄
第三種森林	408	赤
第一種雑種	409	赤
第二種雑種	410	紫
第三種雑種	411	緑
第一種空地	412	赤
第二種空地	413	紫

(第2号様式)

(別紙様式)

(受付日時： 月 日 時 分)

公 述 申 出 書

(整理番号 )

佐久都市計画道路に関する都市計画の変更案に対して、次の  
とおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

長野県知事 様

公述申出人

住 所 〒

ふりがな  
氏 名

(電話 )

意見の要旨

- (備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。  
 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。  
 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により、小諸都市計画道路に関する都市計画の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成25年2月28日

長野県知事 阿 部 守 一

1 開催日時及び場所

- (1) 日時 平成25年3月24日(日)午後1時30分から
- (2) 場所 長野県佐久合同庁舎5階講堂 (佐久市跡部65-1)

2 都市計画の変更案の概要

(1) 都市計画道路の変更案(別紙素案のとおり)

1・4・1号八千穂佐久線

平成8年長野県告示第836号で決定された計画の一部について、社会経済情勢を踏まえ、合理的で地域活性化に資する利便性の高い道路として、一部区域等を変更します。また都市計画法改正及び政省令の改正に伴い車線数を新たに決定します。

(2) 変更案の閲覧

平成25年2月28日(木)から平成25年3月22日(金)まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書(以下「公述申出書」という。)を提出してください。

(1) 公述申出のできる者

都市計画の変更に係る区域内の住民その他利害関係を有する者



## (2) 公述申出期間

平成25年2月28日(木)から平成25年3月15日(金)まで(郵送の場合は、同日までに到着したものに限り。)

## (3) 公述申出書の提出先

長野県建設部都市計画課、長野県佐久建設事務所整備課又は小諸市建設部都市計画課

## (4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

## 4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選定して公述人に通知します。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

## 5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

公聴会当日は、「佐久都市計画道路の変更」に係る公聴会も同時に開催します。なお、長野県都市計画公聴会規則第2条の規定により、都市計画区域ごとに公聴会を開催することになっているため、公述については「佐久都市計画道路」次に「小諸都市計画道路」の順で行うこととします。